【個別支援タイプ】

米・麦を乾燥している農業者（全量 JA 共乾利用以外）の皆様へ

農業用燃油高騰緊急対策事業 により

米・麦の乾燥に要する燃油（灯油）の価格高騰分に対して支援します

※国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用します。

支援対象者

米・麦を乾燥している以下の農業者

① 個別乾燥や農家・業者等に乾燥を委託している農業者（JA 共乾委託なし）

② 個別乾燥や農家・業者等に乾燥を一部委託し、一部 JA 共乾へ委託している農業者

※JA 共乾に乾燥を全量委託されている農業者は、各共乾利用組合から JA を通じて県へ申請されるため、個人での申請は不要です。

支援内容

令和 8 年度に収穫・乾燥する米と麦を対象とし（乾燥を行わない WCS 等は対象外）、燃油（灯油）価格高騰分の 1/2 相当を 10a 当たりの単価を定めて補助します。ただし、米、麦それぞれの作付面積は 10a 未満切り捨てとします。

① **令和8年産米・麦の作付面積**に対する定額助成

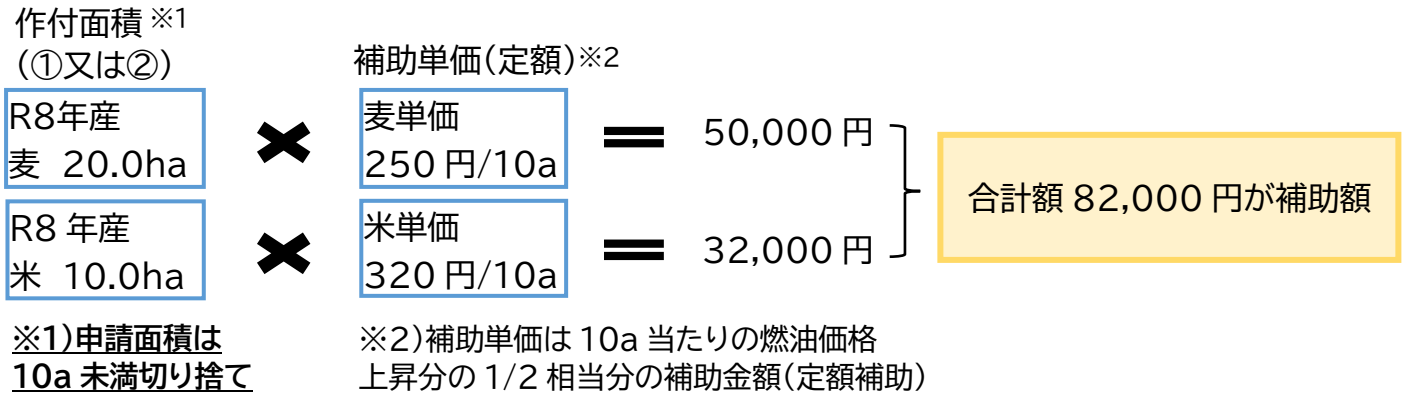
② **令和8年産米・麦の作付面積（ただし、JA 共乾に委託相当の面積を除く）**に対する定額助成

【補助単価】

（米）320 円/10a （麦）250 円/10a

※補助金額が千円以上（①又は②の面積が 40a 以上）の農業者等を対象とします。

【補助のイメージ】



※1）申請面積は 10a 未満切り捨て

※2）補助単価は 10a 当たりの燃油価格上昇分の 1/2 相当分の補助金額（定額補助）

申込期限

令和8年12月1日（火）まで

（地域農業再生協議会ごとに申込期限は異なります）

申込・問合せ先

各地域農業再生協議会（各市町、JA など）